

平成29年 第7回 定例教育委員会 会議録

招集日時		平成２９年 ７ 月 ２ ５ 日 午後 ６ 時 ３ ０ 分					
開会日時		平成２９年 ７ 月 ２ ５ 日 午後 ６ 時 ３ ０ 分					
閉会日時		平成２９年 ７ 月 ２ ５ 日 午後 ７ 時 ５ 分					
開催場所		ふじみ野市役所第二庁舎 ３ 階 B ３ ０ １ 会議室					
教 育 長		朝 倉 孝					
委 員 出 席 席 状 況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教 育 部 長 土屋 浩	出	副参事兼社会教育課長 佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	主幹兼大井図書館長 宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	副参事兼教育総務課長 皆川恒晴	出	主幹兼大井中央公民館長 岩崎明央	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長 榎本 崇	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 橋本鶴人	出
				学校給食課長 小林 清	出	主幹兼おぞろ学校給食センター所長 岡田 彰	出
書 記		教育総務課副課長 佐々木拓郎		傍聴人数		0 人	
会 議 概 要							
議 事 等							
第 1 8 号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則を制定することについて」（可決）							
第 1 9 号議案「2 0 1 8 年度使用小学校道徳教科書の採択に係る請願について」（不採択）							
第 2 0 号議案「平成 3 0 年度からのふじみ野市立小学校教科用図書採択について」（可決）							
報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立大井中学校財物賠償事故の損害賠償の額を定めることについて）」（承認）							
(1 8 時 3 0 分)		○開会の宣告					
教育長		ただ今から、平成 2 9 年第 7 回定例教育委員会会議を開催いたします。					
		○会議録の承認					
教育長		まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。					
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。					
各委員		(確認事項なし)					

教育長 各委員 教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。
教育長	○教育長からの報告 次に、報告をさせていただきます。 1 近況について 各小中学校では、1学期の終業式が無事終わりました。 1学期間、特に大きな事故もなく済んでおります。 なお、1件だけ大きな事故がありましたが、その児童も先週退院しまして、事故の後遺症もなく無事に学校に復帰できるようになりました。 学校には、再三、夏休み中の交通事故について引き続き注意するよう指示しました。 また、小学校13校のうちの12校が昨日までに林間学校を終了しました。こちらも大きな事故なく無事に終わりました。 明日、1校、三角小学校が残っています。北陸・東北の雨が若干気になるところではありますので、引き続き注意を促していきます。 2 社会教育施設について 上福岡図書館のエアコンの調子が悪かったのですが、応急処置が終わりました。100%という訳ではありませんが、かなりのところまで涼を得られるようになりましたことを御報告いたします。 3 学校給食について 学校の1学期終了に伴いまして、両給食センターから配食されています給食も、特に大きな事故や異物混入もなく無事に終わりましたことを御報告いたします。 以上、報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員 教育長	(確認事項なし) よろしいでしょうか。

教育長 各委員 教育長	○本日の議事、議案の追加 それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案１件、報告事項１件ですが、本日、委員の皆様のお手元に配布いたしました「第１９号議案 ２０１８年度使用小学校道徳教科書の採択に係る請願について」及び「第２０号議案 平成３０年度からのふじみ野市立小学校教科用図書採択について」を第１８号議案の後に追加議案として議事に加え、議案３件、報告事項１件としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、追加議案とさせていただきます。
教育長 教育部長	○提案理由の説明 では、教育部長から議案の提案理由をお願いします。 (議案書に基づき提案理由を説明)
教育長 学校教育管理監	○第１８号議案 はじめに、第１８号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則を制定することについて」を議題といたします。 本議案の説明を学校教育管理監よりお願いします。 学校教育管理監、朝倉でございます。 第１８号議案、ふじみ野市学校運営協議会規則を制定することについて御説明いたします。 このことは、第６回定例教育委員会議で進捗状況を報告したものです。 委員の皆様からの御質問を踏まえ、ここに、ふじみ野市学校運営協議会規則を制定することについて議案といたします。 はじめに、学校運営協議会規則を制定する法的根拠を説明いたします。 平成２９年１月２０日に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の６の学校運営協議会に関する規定に修正が加えられました。 教育委員会には、関連する教育委員会規則を整備し、各学校に学校運営協議会を設置すべく努力する義務が課せられました。

具体的内容としましては、学校運営協議会に関する教育委員会規則を制定し、各学校において学校運営協議会を設置する制度的基礎を整備することが挙げられます。

学校運営協議会の役割は、地方教育行政法で従来、「学校の運営に関して協議する機関」と規定されていたところ、今回の改正により「学校の運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関」と改められました。

学校運営協議会の設置効果としましては、学校運営協議会の基本方針である学校運営に関する事項の承認により、学校が行っている教育が家庭・地域でも承認された上で進められることを担保するものです。

また、校長が示す学校経営方針の下、委員が責任を持って運営に参画する仕組みをつくることにより、地域の学校教育、地域の子供の教育に関して、当事者意識を醸成し、協働して取り組む仕組みを作ることとなります。

次に、学校運営協議会規則（案）について説明いたします。

これは、文部科学省から示された参考例を参照し、更に文部科学省担当者の考えを聞き取り、先進地域の学校運営協議会規則を参考として研究いたしました。

前回の報告内容で検討中であった３点について御説明いたします。

１点目、第５条第２項を御覧ください。

「対象学校の職員の採用その他の任用の方針に関して、教育委員会を経由し」といたしました。

このことは、コミュニティ・スクールを推進する上で大きな懸案となっていた点です。研究の結果、この項については、もとより、採用・任用に関しては個別具体的な人事は想定されていないものでした。

しかし、この文言の解釈の違いから、個別の人事案件に影響があるかのように受け止められる傾向があり、文部科学省はその懸案を払拭するために『別に定める事項について』という文言を加えて参考例を示しました。別に定める事項を設けることは、かえって限定的になることから、本来の意図を尊重し、採用・任用の「方針に関して」といたしました。

このことにより、個別具体的な人事について想定していない当初の文

教育長 学校教育管理監 教育長	部科学省の考えに沿うものとなります。 内容としましては、例えば「ベテランの教職員が大量退職することから、若手とベテランのバランスの取れた人事異動が必要である」という意見の申し出等が想定されます。 2点目、第10条、委員の任期については1年といたしました。 学校運営協議会委員は、協議し、合議体として意見をまとめ、具体的な取組を実行したり、働きかけたりすることが求められますから1年とし、再任を妨げないこととしました。 3点目、第14条、会議の公開について、先進地域の事例を参考に検討してまいりましたが、文部科学省参考例を踏襲いたしました。 積極的に情報を発信する観点から基本的には公開とし、第1項のとおりといたしました。 また、現在の学校評議員制度につきまして、学校運営協議会を置く学校については、附則第3項にありますように、学校評議員を廃し、学校運営協議会に移行いたします。このことに伴い、ふじみ野市立小・中学校管理規則第19条の2を改正するものといたします。 再度説明していただきたいのですが、学校運営協議会を置く学校は、いわゆるコミュニティ・スクールということ。それについては順次設置していくということで、今、具体的には上野台小学校及び東台小学校で進めており、その他の学校は未定であるということについてお願いします。 ただ今の点について、まず今年度は文部科学省の委託を受けまして、モデル校として上野台小学校及び東台小学校が実施しています。 準備段階ですので、まだ学校運営協議会は設置しておりません。 来年度設置した段階でコミュニティ・スクールとして指定されます。 その後は、このモデル校のいろいろな取り組みを発信する中で、順次準備をしていきます。最終的には、短い期間ではありませんが、ある程度の期間を区切って全ての小中学校に学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールという形をとるということで進めております。 先ほどの説明の中で、学校運営協議会の性質として「校長の行う学校経営に対して学校運営協議会が校長の学校経営を支援していく」という
---	--

学校教育管理監	趣旨の説明がありました。 「校長の学校経営」と「学校運営」というように言葉を使い分けた意味について説明してください。 お答えいたします。 まず、学校を運営していく一番の責任者は学校長であるという定義は明らかにされました。 その上で、学校経営方針を学校運営協議会で承認した上で、運営に関して皆さんが協議、あるいは協働して進めていくという形になります。 あくまでも、校長の権限が学校運営協議会に移るということではなく、権限としては校長が第一義的な責任者であるということが示されたということになります。
教育長	そういった性質のものであると。経営方針に基づいて学校運営協議会の中で経営方針をどう進めていくのか話し合うということになります。 各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質問なし)
教育長	質問がないようですので、お諮りします。
第 18 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。	第 18 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 18 号議案は、原案のとおり決定いたします。
○第 19 号議案	
教育長	続いて、先ほど追加議案とすることを御了承いただきました第 19 号議案「2018 年度使用小学校道徳教科書の採択に係る請願について」を議題といたします。 本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	学校教育課長の榎本でございます。よろしくお願いいたします。 はじめに、追加議案となった経緯について申し上げます。 本議案の請願は、7 月 19 日に郵送にて教育委員会に届きました。 本日の定例教育委員会会議の招集告示が 7 月 14 日であり、告示日以後の議案提出となったため、追加議案とさせていただきました。 では、議案の内容を御説明いたします。

	平成30年度使用小学校道徳教科書の採択について、平成29年7月18日付けで、教育と自治・埼玉ネットワーク、子どもの人権埼玉ネット事務局より、日本国憲法第16条及び請願法第5条の規定に基づき、本請願を教育委員会会議に付議するよう文書による依頼がありました。 お手元の資料を御覧ください。 請願事項は、3項目です。 1. 教科書採択にあたっては、学校で実際に子どもの教育にたずさわっている教員、及び保護者の意見・希望を尊重してください。 2. 教育出版の道徳教科書は問題点、疑念が多いので採択しないでください。 3. 人類普遍の原理「人権・平和・共生」の大切さを教える教科書を採択してください。 以上の3項目です。御審議のほどよろしく願いいたします。
教育長	この請願者は、ふじみ野市民ではないのですね。
学校教育課長	はい。
教育長	ふじみ野市教育委員会が、ふじみ野市民ではない方からの請願を受けることの法的根拠はどこにあるのでしょうか。
学校教育課長	請願法によりますと「何人も請願をすることができる」と定められていますので、住民であるかどうかに関わらず、請願された場合は受けなければならないことになっております。
教育長	例えば今回は1つのグループですが、「請願」という名前がつけばどのような場合でも教育委員会会議に付議しなければならないのでしょうか。市の法規担当に確認しましたか。
学校教育課長	はい。確認しました。法規担当者からは、「受理して処理しなければならない」と聞いております。
教育長	どのような内容であっても「請願」という名前がつけば受け付けなければならないということですか。
学校教育課長	はい。そのように聞いております。
教育長	分かりました。
	各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質問なし)

教育長 富田教育長職務代理者	なければ御意見はいかがでしょうか。 請願内容を確認させていただきました。 大きく3項目ありますが、第1項及び第3項の内容につきましては、これらは総合的な勘案の中でこちらとしても検討してきたところです。 この中で問題だと思うのは、特に第2項だと思うのです。 8社ある中で、どの教科書会社も平等に調査・研究したのですが、その中で1社についてのみ「採択しないでください」という内容の請願につきましては、採択すべきではないと考えます。
教育長 伊藤委員	ほかに御意見はいかがでしょうか。 第1項と第2項は、論理的に矛盾しているのではないのでしょうか。 第1項では「教員及び保護者の意見・希望を尊重してください」と求めています、第2項では、ふじみ野市の教員でも保護者でもない請願者が「教育出版の教科書は採択しないでください」と求めており、矛盾している気がします。
教育長 各委員 教育長	ほかに御意見はございますか。 (意見なし) 他に御意見がないようですので、お諮りします。 この請願について、賛成される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。
各委員 教育長	(賛成なし) 賛成の方がおりませんので、本請願については不採択といたします。
教育長	○第20号議案 次に、第20号議案「平成30年度からのふじみ野市立小学校教科用図書採択について」を議題といたします。 なお、現段階では教科書会社名を公開できませんので、具体的な会社名は挙げずに審議を進めてまいります。 よろしくお願いします。 まず、これまでの教科書採択に関する経緯等について学校教育課長より説明していただきます。
学校教育課長	よろしくお願いいたします。

教育長 各委員 教育長 学校教育課長	はじめに、追加議案となった経緯について申し上げます。 本議案の教科用図書は、７月２１日に開催されました第３回第１０採択地区教科用図書採択協議会において選定されました。 本日の定例教育委員会会議の招集告示が７月１４日であり、告示日以後の議案提出となったため、追加議案とさせていただきました。 では、教科書選定までの経緯を御説明いたします。 平成２９年３月３１日に公示されました新学習指導要領において、これまでの道徳は、特別の教科道徳として、いわゆる教科化されることとなりました。 新学習指導要領は、移行期間の後、小学校においては平成３２年４月１日から、中学校においては平成３３年４月１日から完全実施となりますが、小学校における特別の教科道徳は、特例により平成３０年４月１日より実施となります。 このことを受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び同施行令第１４条により、本年度は小学校道徳教科用図書採択の年となりました。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１２条及び第１３条に基づき、本市が所属する第１０採択地区教科用図書採択協議会では、小学校道徳教科用図書を選定するための会議がこれまでに３回開催されました。 ７月２１日に開催された第３回採択協議会では、専門委員による調査研究の結果並びに地区内各学校からの調査研究結果、そして保護者からの意見をもとに、総合的に判断し、採択協議会委員によって平成３０年度小学校使用の道徳教科用図書が選定されました。 以上が選定までの経緯となります。 選定までの経緯について御質問はあるでしょうか。 （質問なし） それでは、続いて議案の説明を学校教育課長よりお願いいたします。 それでは、議案の内容を御説明いたします。 本日は、採択協議会によって選定された結果をもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条及び義務教育諸学校の教科用図書
---------------------------------------	---

	の無償措置に関する法律第13条に基づき、本市で使用する教科用図書の採択について審議を諮るものとなります。 では、選定された教科用図書について御説明します。先ほど教育長が申し上げましたとおり、具体的な会社名は挙げずに選定理由等を説明いたします。お手元の資料を御覧ください。 選定された会社はC社です。選定理由を読み上げます。 「巻頭のオリエンテーションで、授業の流れを提示しており、道德の心構えを学ぶことができる。 教材の冒頭に考えるポイントを示し、末尾には『教材について』と『自分自身について』の考えるポイントがひとつずつ記載されている。 『考え、議論する道德』を実践するため『話し合いの約束』が示され、問題解決的な学習を取り入れている。 いじめに関する教材を全学年に取り入れ、2教材をユニット形式にして、重点項目としている。 また、4年生以上には携帯電話について異なった視点から考える教材を配置し、全学年で情報モラルについて考える教材を取り入れている。」 以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質問なし)
教育長	質問がないようですので、お諮りします。
	第20号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第20号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立大井中学校財物賠償事故の損害賠償の額を定めることについて)」、学校教育課長より報告をお願いします。
学校教育課長	続けてよろしくお願いいたします。 ふじみ野市立大井中学校財物賠償事故に伴う専決処分の報告について

	説明させていただきます。 資料を一枚めくって、専決処分書を御覧ください。 事故の内容としましては、平成２９年３月１２日午前１０時頃、ふじみ野市立大井中学校の野球部の練習中に、生徒の打ったボールが学校の防球ネットを越えて、防球ネット外側にある駐車場に駐車中の車両に当たる事故がありました。 被害の程度としましては、相手側車両の運転席側フロントドアの破損となり、賠償額としましては、９５，９２９円となりました。 今回、平成２９年６月１６日に地方自治法第１８０条第１項の規定により市長の専決処分を行い、示談が成立しましたので報告するものでございます。１枚めくっていただくと示談書がございます。 なお、議会への報告は９月議会にて報告する予定となります。 以上で説明を終わります。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
教育長	
富田教育長職務代理者	今回のこの処理に関しては特に意見はないのですが、このような防球ネットを越えることによる事故は以前にもあるのでしょうか。
学校教育課長	また、それにより、今回のような示談をしたことがあるのでしょうか。 賠償保険を使ったケースはありませんが、同校で同じような位置からボールが防球ネットを越えて近隣の駐車場の屋根に当たり、その一部を破損した事故があったと学校から報告を受けております。 なお、その際は、同校の職員が材料を持ち寄って修理したと聞いております。
富田教育長職務代理者	今後、こういった事故に対応するための何らかの方策はあるのでしょうか。
学校教育課長	まず、部活動指導中ですので、バッティング練習をする際には、その方向等について顧問が気をつけていかなければならないので、その点について生徒への指導は欠かせないものとなっております。 あとは、どうしても不測の事態は生じてしまうものでありますので、その際は真摯に対応していかなければならないと考えております。
教育長	ほかに御質問はございますか。

各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、平成29年8月17日(木) 午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階、B301会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。
	○閉会の宣告
教育長	以上で、平成29年第7回定例教育委員会会議を閉会いたします。 本日はお疲れ様でした。
(19時05分)	